

事務連絡

令和2年4月

事業所 各位

那須烏山市健康福祉課

介護保険居宅介護（予防）福祉用具購入費・住宅改修費に係る受領委任払の  
取り扱いについて（通知）

日頃より介護保険業務につきましては、多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり取扱いを開始することとなりました。

従来から実施している償還払いを基本といたしますが、全額の支払いが困難である等特別な事情がある被保険者に限り、受領委任払の利用が可能となっております。

各事業所様におかれましては、適用要件をご確認のうえ、適宜対応くださいますようお願いいたします。

記

1 受領委任払の要件

(1)事業者

- ✓ 受領委任払取扱い事業者は介護保険法第70条第1項の規定により都道府県等から指定又は許可を受けているものに限る。（福祉用具貸与・購入事業者等を想定しています。）

(2)被保険者

- ✓ 福祉用具購入費及び住宅改修費の保険給付分全額の支払が困難であること。
- ✓ 介護保険料に滞納がなく、給付制限を受けていないこと。
- ✓ 要介護又は要支援認定の新規申請中でないこと。
- ✓ 入院又は入所中でないこと。

2 取扱い開始年月日 令和2年4月1日

3 注意事項 受領委任払は、保険給付全額の支払が困難である等の特別の事情を有する被保険者に対しての特例であり、従来どおりの償還払が基本です。

受領委任払の導入により介護保険給付費が大幅に増額するなど、介護保険事業の維持に支障を来すと判断した場合は廃止を検討することがあります。

よって事業所各位におかれましては、積極的な勧奨はお控えくださいますようお願い申し上げます。

申請様式等は那須烏山市ホームページに掲載してありますので、ダウンロードしご利用くださいますようお願いいたします。

那須烏山市

健康福祉課 介護保険グループ

TEL 0287-88-7115